

# 巨大津波被災による地域防犯体制の崩壊と再生

- 岩手県大船渡警察署管の平成 23 年 3 月 11 日後の経過の事例研究 -

研究代表者

岩手県立大学

細江達郎

共同研究者

岩手県立大学、社会福祉学部

細越久美子

岩手警察本部、科学捜査研究所

長澤秀利

岩手県立大学、ソフトウェア情報学部

プリマ オキ ディッキ A.

## まえがき

2011/3/11 の東日本大地震と巨大津波は三陸沿岸に未曾有な人的物的被害をもたらした。官公署などの被害も甚大で、多くの社会的機能を喪失した。人命と安全を守るべき警察や防犯組織においても同様であった。しかし、地元警察は人命・施設などに大きな損傷を受けながら、署員の懸命な努力といちはやい県内、県外の応援警察官により混乱は徐々に収まっていった。ほとんどの家屋が流失した地域では従来民間の防犯組織は壊滅的となるが、周辺地域の防犯組織も混乱の中での自発的、散発的に支援活動が始まり、徐々にその機能を回復していった。このような未曾有な災害に遭遇する中での犯罪発生の実態、地域防犯体制の再生過程を後付けていくことは、今後も起こりうる災害時の犯罪防止、地域安全活動に資するものと考えて、本研究に取り組むこととなった。

本調査には岩手県警をはじめ、岩手県大船渡警察署の皆様にも多大のご協力を得た。また大船渡市・陸前高田市・住田町の関係の方々への協力に感謝する。

## 目的

災害は人間や組織の本質や特徴、問題点を如実に顕在化し、犯罪発生やその抑制の様態にも大きな影響を及ぼす。犯罪は加害者と被害者と抑制者「物」との動的関係で発生し・抑止される。海外などでの災害時に発生が散見される暴動や治安の混乱が、今般の震災や阪神淡路大震災でも見られなかったことも、犯罪発生・抑制のあり方に示唆を与える。本研究は岩手県でも最も甚大な被害を受けた沿岸部の 3 市町を管轄する岩手県大船渡警察署管内を主たる対象地として、2011/3/11 以降 1 年間の認知された犯罪の罪種、発生場所、経過等時を基本的な素材として、警察力の対応、地域防犯体制の変化を後づけ、今後の災害発生時における犯罪防止、安全活動に資する方向を考察しようとするものである。

## 方法

上記大船渡警察 (O) 署の所轄の大船渡 (O) 市・陸前高田 (R) 市・住田 (S) 町を基本的な対象地域として (図 1)、災害発生時の 2011/3/11 から翌年 3 月 10 日までの犯罪発生状況を確認してい

く<sup>1</sup>。同時に 2011/3/11 の 1 年前と 2012/3/11 以降の 1 年の犯罪発生状況の比較を行う。また 0 署管内の地域安全活動についても可能な範囲で跡付けた。調査方法は公的資料や確認可能な各種資料を収集分析した。また並行して随時警察関係者、市町村地域防犯関係者等の面接調査を実施した。さらに災害と犯罪に関する過去の調査研究を収集整理してその方法や課題等を整理した。

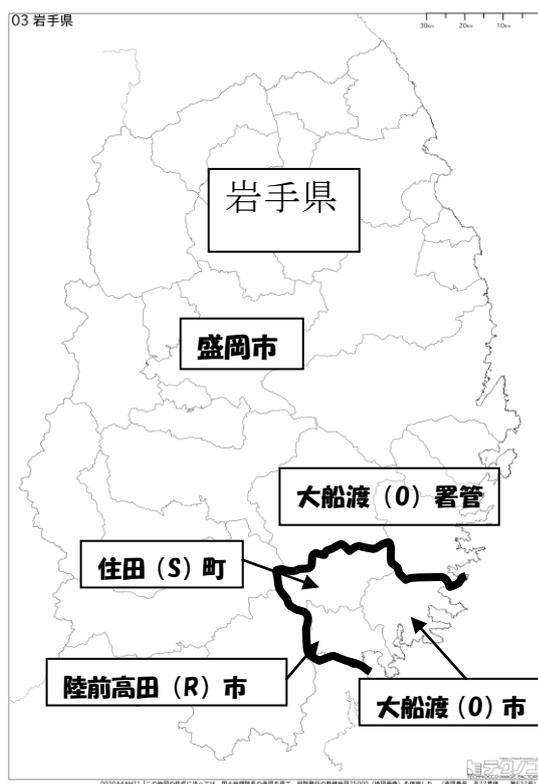


図 1 調査対象地

## 結果

### I. 過去の「災害と犯罪」の研究からの指摘

2010 年刊行の Harper & Frailin(ed)の “Crime and Criminal Justice in Disaster”は諸外国での研究を総括しており、また本邦でも斎藤 (2013) の近著も参考になる。本論では各論考を参考に、災害と犯罪の研究上の視点を整理した。ここでは概

<sup>1</sup> 以下 O 市、R 市、S 町、O 署の表記とする。

要を述べる<sup>2</sup>。

### A. 過去起きた災害と犯罪

#### (1) 震災と犯罪

##### a) 関東大震災

関東大震災 (1923/9/1) の報告に共通している事項は「在日朝鮮人に対する虐殺」とそれに関連する「流言」である。この社会現象については、当時の「在日朝鮮人」が置かれていた社会的地位を背景に、人々 (主として邦人) が地震で受けた甚大な被害や否定的な影響から、自らを守り、社会の安全を維持するために、朝鮮人を都合の良いスケープゴートにしたという説明が一般的である。また、それは流言飛語により増幅された。その社会が潜在的にもっていた脅威が噴出し、一部ではあるが公的機関に促された「犯罪」の生起があったことは、その後の「災害と犯罪」への一般の認識に大きな影響を与えた。また近年の宮地 (2012) の研究では、自警団が明治の警察の治安維持思想から「善導」主義への進展に伴う過程の中で生み出されたこと、及び一方でそれが暴走したことで、太平洋戦争に向かう新たな治安維持思想に変化していった分岐点として大震災が捉えられている。現在の地域防犯組織は戦後民主主義のなかでそうした歴史を止揚したものと思われる。

一般に浸透していた震災と犯罪に関するこの認識を背景の下、1995 年の阪神淡路大震災の後、多くの研究者に、1923 年の出来事とは対照的なこととして、日本人と韓国人が地域復興を促進のために一緒に活動したこと強く印象づけることとなった。このことは 2011 年の国際犯罪学会で “Disaster and Crime” のシンポジウムでの Hirayama (2011) の二つの大震災を比較した論調 “関東大震災では、暴動や犯罪を生み、マイノリティーの排除と虐殺をもたらした一方、1995 年の地震では、多くの人々が恐れていたよりもはる

<sup>2</sup> 詳細は細江・小林 (2013) 参照。

かに犯罪は少なかった。人々は地震後も非常に冷静に行動し、犯罪を減少させ、思いとどまらせることになった”にも表れている。

関東大震災と個別犯罪の状況については、小野清一郎（1924）が“関東大震災時の犯罪分析”として、おそらく本邦の学術分析の嚆矢として貴重な報告がされている。

研究方法は統計的資料で「司法当局が好意を以て閲覧を許された」ものに依っている。そして激甚地である東京・横浜と震災地域ではあるが被害が少なかった地域を比較している。放火、殺人、窃盗は増加し、詐欺及び横領は減少しているなど罪種の増減も興味ある。この報告は現在から見れば体系的に行われたとはいえないが、公的統計自体が必ずしも公開されるものでないだけでなく、またその統計に研究者が依存しなければならない犯罪研究の困難さを表わしている。これは現在も大きく変わるものではない。しかし、罪種や地域による増減、警察力の不在時の未認知犯罪の存在など現在の犯罪研究にも共通するものがある。

## b) 阪神淡路大震災

阪神淡路大震災と犯罪に関しては、上記の国際犯罪学会等で報告している斎藤他（2001）の優れた報告があるが、ここではその要約をしておく。

大震災後犯罪が増加するというステレオタイプへの疑問がこの震災の状況から指摘された。このステレオタイプは日本だけではないようである。しかし阪神淡路大震災の調査で、大震災-無秩序-犯罪多発という図式は妥当しなかった。大震災後、住民からの警察へのニーズは爆発的なものであり、警察の対処能力を超える。しかし、これを上回る形で住民自身の社会的統制力が働き、住民は連帯によって危機を乗り越えようとした。

さらに、関東大震災と阪神淡路大震災の比較をし、斎藤他は、上記ステレオタイプは科学的実証的根拠が乏しく、このステレオタイプ自体が社会

的連帯、共生を阻害していることを指摘している。災害は、様々な同種類の部分社会の連帯が強固になる一方、社会全体としては各部分が相互に対立し解体する傾向があることを指摘している。

関東大震災で問題視された流言飛語に対して阪神淡路大地震では様々な対応がとられ、噂の出所を確かめる努力がなされた。潜在化し、暗数が多いレイプ犯罪に関して「レイプ多発」伝説として与那原（1997・1996）が扱っており、多くは誤りの多い風説のようである。<sup>3</sup>

阪神淡路大震災では自警活動において実力行使は抑制された。警察でも、関東大震災の教訓から阪神淡路大地震では実力行使を伴った自警活動を警戒した。実際には実力行使も辞さない「自警活動」も少数みられたが、消極的自衛活動であった。自警団という表現から地域安全活動へとその行動は変化したのである。つまり、犯罪防止に留まらず人命救助など各種援助、消火、防火、などの「地域安全活動」が主たる活動であり、犯罪に関しては「地域防犯活動」といえる。実際、今次の津波災害においても自警団のイメージはなく、地域安全活動であった。これはこれまでの各種地域安全活動の成果といえる。<sup>4</sup>

## c) サンフランシスコ 大地震

1906年4月18日M8.3の地震がサンフランシスコ市を直撃した。その地震による損傷は52箇所の火事を引き起こし、その火事は徐々に広がり、制御できずに巨大な火の嵐となって燃え続けた。市内の多くのビルが崩壊し、至る所で火災が発生した。30万人の人々が地震によって家を無くし、都市のあらゆるところで仮住まいをし、公園等で野営をしていた。地震後3日間で救助のための寄

<sup>3</sup>今般の津波災害でも、外国人が集団で襲ってきたという風説は、地域の自衛集団の動きと勘違いされたものであった。

<sup>4</sup>この点後述するように、今次の津波災害で従前の地域防犯組織が避難所等でさまざまな活躍をした。

付金は 500 万\$にも上り、合衆国やカナダのいたるところから集まった。被災後、多くの人々が打ち拉がれているが、その中から、被災者や負傷者を助け始める人が出てくる。第 3 のグループが“略奪を最初に考える卑劣な悪党”である。地震後即座に、地震の衝撃によりまったく無防備となった建造物に忍び込みに盗み略奪を企てたのである。また災害を利用した値段を釣り上げる店主や運送業者がいた。サンフランシスコの消防士は猛威をふるう火災の沈静化を企てるためにダイナマイト使用し建造物を爆破した、兵士や警察は市長から略奪をしている輩を銃撃するように命じられたなど、公的機関が通常の規範を越えてしまうことが起きていた。100 年以上も前の大都市で起きた大地震は、多くの被災者の発生の一方で、救済援助する人々、それを利用する犯罪者（略奪者と悪徳商法者）がいたという、被災後の人々の対応の原型を教えるものである。

#### d) 中国唐山地震

過去 4 世紀最も致命的な地震が 1976 年 7 月 27 日に中国の唐山を襲った。M7.5 であり、24 万人の人々が死滅し、80 万人の人が負傷した。この地震での犯罪発生率の調査では、唐山の千人当たりの犯罪率は、前年と翌年と比較し逆 V 字型に急増し、また近くの都市と比較しても高くなったことが確認されている。地震が続いている最中は集団略奪が最も起こりやすく、引き続き、地震が終わった後は単独窃盗が起こりやすく、窃盗犯は暴力犯よりも一般的に多く発生したことが明らかになった。さらに、地震によって直接的な被害を受けた地域ほど、多くの集団略奪が起きていた。このことは、居住者、使用者死亡により土地や建物が保護されないこと、近隣等インフォーマルな組織的統制が不在や弱体化することにより、土地や建物が他者の目に曝されること、さらに死と大破壊そのものがパニック的心性を作り出したこと

などに依ると考えられた。集団略奪の原因は、地震それ自体に根拠を持つが、単独窃盗と集団暴力の原因は、地震によって引き起こされた組織崩壊に根拠を持つとされている。また略奪は、暴動のような都市の反乱の最中に起きる「緊急時の規範」に対応した同調行動の一つのタイプで、こういった状況における略奪は、多くの人々に支持されてもいると思うのである。それに対比して、家財金銭の窃盗や横領は一般的とはいえ特定個人によって行われ、特に外部侵入者によって秘かに行われ、コミュニティでは一般的に許容されず、災害の犠牲者によって強く非難された。

なお、唐山地震と対比して、2008 年 5 月 12 日 M8.0 の四川省の大地震では、震災後暴動や略奪ではなく、国外からも含めさまざまな即応的な救助がなされたことはよく知られている。

## (2) 洪水と犯罪

### a) バッファロー溪谷の洪水

バッファロー溪谷は米国西バージニア州のローガン地区の谷間である。1970 年代には西バージニア州のバッファロー溪谷の 16 の町は炭鉱に依存しており、数十年前にその種の町ができた。その谷間に住む約 5 千人の住民は多かれ少なかれ、生活のために炭鉱に依存していた。炭鉱採掘では一般的なことではあるが、炭鉱会社はその川の中流の分岐点で 1 日につき鉱滓を千 t ほど山積みしていた、その結果、それは深さ 200 フィートと広さ 600 フィートのダムを作りだし、1 日につき 50 万ガロンがこのダム湖に蓄えられていた。1973 年 12 月 26 日 AM7:59、そのダムに蓄えられた水が一機に崩壊し、水や石炭のカスだけでなく、様々なものを含む洪水となり解き放たれ、谷間の道筋に沿っておよそ 100 万 t の量が流れ下った。数百の建物が破壊され、4 千人もの人が家を失くし、125 人の死亡者と行方不明者もかなりいた。数時間の後、救助活動が始められたが、その大部

分は外部からであった。洪水で生き残った人々は、ショックが大きすぎたために、行動が出来なかった。この外部から緊急に入った人たちが、住民は略奪行為を行ったことを見聞した。実際、溪谷の住民が略奪に走るといった荒廃は、洪水そのものではなくて、コミュニティのほとんど絶対的な解体が引き起こしたのであった。他の災害では、外部の人たちの援助も入るが、住民自身が自分たちで復興のために一緒に働くことにより、コミュニティの新しい再生、再保証の感覚を引き出していく例がみられる。しかし、ここでは外部から来た援助者たちが、つまりそこでの部外者がその住民たちが略奪していることを見聞し、また流布された報告に影響され、住民に相談することなしに漂着物を片づけ、住宅を隔離していった。コミュニティの喪失は短期的な略奪だけでなく、その後の犯罪の一般的な増加に現れた。人々は住宅を失い、追われ新しい隣人と住まなければならなくなり、地域の連帯はさらに薄くなり、道德規準も衰退に向かい、犯罪は一層増加していった。

この事例は災害と犯罪に多くのことを示唆する。この炭鉱町は洪水前数十年に形成されたものである。溪谷の町は歴史を持つ地域社会とは異なって住民同士の紐帯が十分であったとはいえない。物理的な損傷はそれまで一定の役割を果たしていたコミュニティをまさに絶対的に破壊してしまった。また、外部から援助に入った人々がこうした状況の中、住民に無断で住宅隔離など防犯対策や復興活動を行った。この対応が、他の災害後で見られる住民の主体的な活動の発生から生まれる新たな創造の営みを阻害していったのである。そして、このことがその後の犯罪の増加に影響を及ぼしたといえる。

## b) ウィリクスバリの洪水

1972年ハリケーンシーズンに初めて上陸した嵐は6月上旬ずっと一日中雨をもたらし、6月21

日に米国ペンシルバニア州ウィリクスバリはこの長く続いた雨の影響を受けることとなった。約5万8千棟ある都市の30%近くが夕方には浸水し、1万3千棟近くが修復不可能なほど崩壊した。報告によると、災害被害者は自分達の福祉ために積極的に行動し、家族やその他の人も同じ思いであった。たとえば、災害被害者は救助作業に参加し、恐怖心はあったが、略奪はほとんど稀であった。しかし、ウィリクスバリでの認知犯罪は、洪水前6か月間に比べて、洪水後6か月間は著しく増加したことも報告されている。飲酒に絡んだ犯罪も、洪水前6か月間に比べて、洪水後6か月は著しく増加した。さらに2つの新聞の内容分析から、略奪の事例が報告されている。ここで明らかのように“災害に続く略奪は稀である”という見解と“略奪は起きる”という見解は対立するものではない。次の(3)のハリケーンの事例に見るように、略奪が起きる状況、起きない状況が問題なのである。また略奪は新聞記事などから知られたもので、認知犯罪の公式統計ではない。<sup>5</sup>略奪の発生は警察力の空白と被災時の規範の寛容化が想定さる。サンフランシスコ大地震でも報告された災害時の不当不法利得行為はここでも確認されている。当初警察等の機関は被災者の人命の損傷に集中することが求められることにより、犯罪抑止力に空白期間が生じる。しかし、抑止力低下は当然災害を好機とした犯罪が増加することになる。そして、このことは被災者にとっては2重の被害を受けることになる。緊急事態では、再被害化防止にも当局は早期に対応を図るべきである。

### (3) ハリケーンと犯罪：ハリケーン Hugo

1989年9月17日、カテゴリー4のハリケーン

<sup>5</sup>岩手県0署管内やそれ以外の沿岸地域で、津波の壊滅的被害のあった場所でも自動販売機や流失金庫が破壊され、中から金品が盗まれている例は噂としては存在した。しかし、認知された犯罪としては確認されていない。

Hugo はバージン諸島の St. Croix 島に上陸し、水道・電気・食料などの島のすべてのシステムを破壊した。嵐のすぐ後に続いて起きる略奪は大規模であった。“全く略奪をされなかった”と報告されたのは店舗の内 10%のみであった。先ず①商品を盗む非行少年、次に②通常は犯罪者でない人々が電気店、金物店から商品を盗み出し、最後に③生き延びるための人々が食料を食料品店から盗んだ。千人近い州兵が送り込まれ、法と秩序はすぐに回復した。しかしこの災害では略奪が起きたことが特徴的であったが、これは St. Croix 島がバージン諸島のなかで最も失業率が高く、経済格差が大きかったことに依るとされている。

#### (4) 津波と犯罪:ボクシングデー津波

2004年のボクシングデー津波はまさに壊滅的な災害であった。12月26日、インド洋での津波は大きな水の壁を作り出し、その壁はインドネシア、スリランカ、インド、タイを打ちのめし、津波の力は10万人もの死者を生み出した。海外からの旅行者も犠牲となった一方で、その津波は貧しい人たちや浮浪者(自治権のない人など)に一層大きなダメージを与えた。その津波によって最も被害を受けた沿岸地域の場所には津波警告システムは何ら整備されていなかった。

この災害で取り上げられている問題は、被災後の軍隊による援助活動に関してであった。インドネシアのアチェ州は長く分離独立運動が続いており、自由アチェ運動の“ゲリラ”と政府軍は戦闘を繰り返していた。政府軍はこの災害の混乱が独立運動を激化させると考え、その攻撃に備えることで、集団的な援助活動への軍隊の関与は後回しにされた。同じ状況は軍隊がゲリラとの闘争を行っていたスリランカでも確認された。また2008年5月2日のサイクロンが10万人の死者を出した後に、ミャンマーの軍隊の司令官は外部からの援助の受け入れを遅らせたことが報告されて

いる。このように被災地が、内外を相手とした軍事上の係争地の場合、災害で一時休戦に向かうのではなく、混乱に乗じる対抗勢力の動きを封じこめようと軍事力がさらに強化される。このことが本来、災害救助に向かう軍の役割が後回しになり、外部からの援助を阻止することとなる。インドでは、カスト制によって援助は妨害された。その結果、“不可触賤民”はもし助けられたとしても、それは最後に回された。タイ政府は津波を不法ビルマ移民の排除と追放の機会に利用した。

しかし、この災害では、被災地における順社会的行動が多く確認されている。独立運動をしている政治的反乱者が行ったものもあり、また被災地に直ちに到着した援助のワーカーやボランティアは実際の救助はもとより、ITを利用した活動も行った。世界中からの金銭的物的な援助や、被災していない国々からの軍隊の派遣もあった。さまざまな順社会的行動は見られたが、各種の犯罪を含む反社会的行動は、個人的、組織的、政府的、社会的レベルで明らかに観察された。

#### (5) 人災と犯罪:2001/9/11 米国同時多発テロ

ワシントンとニューヨークで同時に起きた航空機をハイジャックしたテロリストによる世界貿易センタービルなどへの自爆攻撃は、それ自体が犯罪であるといえる災害の例である。襲撃の後にも詐欺を含む犯罪が引き続き起きたが、この災害の主要な犯罪事件は、自爆攻撃であった。テロリストがこの攻撃の準備の段階で様々な犯罪活動に従事していたことも明らかになっている。

人災はこれまで紹介してきた自然災害に並んでは同等に扱えない側面を多くもっている。もちろん、自然災害の多くは人為的な判断ミスが関与している。災害後の援助体制の不具合による被害の加重化や2次被害など人災の側面は大きい。しかし、明らかに災害の原因の第一当事者が人間の場合とその遠因近因に人為の関与が認められる

としても自然現象が主たる原因である災害の場合とは、同等には扱えない。大規模自然災害と人災は規模、一次的、二次的被災の程度、人々の原因帰属のあり方などにより、明らかに異なる側面をもつ。これらを整理しながら犯罪との関連を確認する必要がある。9.11の攻撃は4つのエリアでの失敗であるとされている。

詳細は省略するが、その1つは想像力の領域であった。航空機を武器とした米国籍のないテロリスト組織からの攻撃は考えてもいなかった。第2は政策の領域である。1998年の米大使館爆破は多くの素材を与えたが、米国はこの機会を政策に十分生かすことはなかった。第3は能力の領域である。アルカイダの危険な脅威に対抗する十分な備えをしなかった。最後に第4の失敗はマネジメント領域であった。政府各機関は閉鎖的であった。

## **B. 対象と方法の問題：諸事例のまとめとして**

ここでは、上記の事例をもとに、災害と犯罪を調査研究する際の研究の諸問題を検討する。

### **(1) 研究対象：災害の定義について**

災害と犯罪を議論する場合、何が災害であるかは必ずしも研究者間で一致していないことを記しておく必要がある。社会科学の視点からの最も重要な要素は災害が社会的機能の混乱を引き起こすということである。災害は、物的人的損傷はもちろんであるが、その発生は、人々の集合的混乱、無秩序な行為による社会的秩序、規範、制度の破壊を引き起こす。そのことは、被災、破壊に焦点がおかれるだけでなく、その混乱の後にはさまざまな社会的構造が復元され、再生される過程も課題とされることを意味する。結局、災害の物的人的損傷はその社会システムの脆弱性を明るみにするのである。災害は規範の変化の面からも特徴的である。規範が崩壊、変化し、新しい規範が生まれてくる社会変化の一状況であり、それが短時間におきる特殊な事態である。いずれに

しろ災害研究の基本的視点は“災害は社会的現象”であるということである。

災害の定義に不一致がある理由の一つは現代社会がますます多くの災害を経験し、新しいタイプの災害に遭遇するようになったことにも依る。これらの災害にはシステムを跨いだ社会的断裂(trans-system social ruptures : TSSR)と呼ばれるものである。特徴は、第1に、国境を越えて起きる。第2にそれは非常に早く即座に広がる。第3にそれは原因不明である。第4にそれは潜在的にも顕在的にも大量な犠牲者を生む。第5に定型化した地域を基盤とした典型的な解決法は存在しない。第6に、そうした災害の中でたくさんの新たな困難な状況があらわれることである。近年の災害は、従来の災害の特徴に加え、危機と災害の社会的増幅(social amplification of crisis and disasters:SACS)と名付けられるような新しい特徴をもつ(Quaratelli 2006)。今般の津波、原子力発電の事故をみれば容易に理解できる。しかし、新しい災害も、これまでの実効性のある対策、たとえば適切な初期の警告システム、非常時の避難訓練など有用なものも少なくない。さまざまな新たな災害が発生する現状をみると、ことさら災害の定義に拘泥するよりは、研究者は過去の研究や対策を学習し、また新たな災害でも学び、可能な対策を提供することが求められる。

### **(2) 災害時の犯罪研究の方法について**

上述したように災害は多くの犯罪被害者を生む。自然災害もその発生予測の過誤など、発生に関わる事象に多くの人為的な過誤が含まれ、被害の面から純粹に天災といわれるような災害はない。犯罪は災害そのものにより規定されるのではなく、人為による加害という人間に関わる事象である。その被害は人の営みとそれを支えてきた社会的機能の混乱の中に生じる。そのことは、その防止、抑止もまた、人為で減少させることも可能

であることを意味する。実際、犯罪は災害発生後の過程の中で、警察力の空白や地域社会の監視力の損傷を基底として、加害対象とされる多くの人的、物的対象が晒され、そこに被災者でもある加害者による多様な犯行や、その機会を意図的に利用しようとする外部者などによる犯行が、発生するのである。その関係性は発災直後の混乱期から公権力や地域社会の抑制力が回復していくプロセスに応じ、まさに時々刻々変化していくのである。このことはルーチンアクティビティ理論 (Cohen & Felson 1979) や社会心理学的アプローチ (安倍 1973) が指摘するように、加害者・被害者・抑制者との動的な関係を綿密にたどる必要性を改めて再認識させるものである。またこの対象の力動性や時間的変動を見ようとする、その研究方法上の困難性はさらに大きい。災害時に関わらず犯罪データの取り扱いの難しさは、過去の研究はもちろん現在も変わるものではない。研究者はそうした困難を抱えながらも罪種や地域差、時間的経過に沿いながら、より具体的に犯罪の発生過程を探究することが求められる。

### (3) 研究調査の視点について

**[罪種やその時間的経過]** : まず、災害一デマ暴動図式からの脱却である。しかし、暴動が災害時に発生しないというわけではない。それは災害発生以前の社会的状況や下位集団が置かれた特殊性を背景に、抑制力の空白の中で短期間ではあるが発生する。発災直後の大量破壊や死者の発生が作り出したパニック的心性を背景に、今後も起こりうると予想される。しかし、実際には内外の多くの援助行動の出現と治安や抑止力の早急な回復によって日本のような先進社会では、容易に抑制されている。そうした中、初期短期間、単発的に起きる“混乱時犯罪”は、研究上困難は伴うが、災害と犯罪にとっては取り組むべき課題である。直後の短絡的犯罪の後に続く罪種の変化も指摘

されている。窃盗は、少年からはじまり、一部の一般人が参加し、さらに、生きるために多くの人が加わる“困窮型”となる。窃盗や暴行の発生時期、集団犯と単独犯といった犯行形態の推移も指摘されている。避難生活等による“ストレス型”も報告されている。回復期では、災害を利用し、被災者をさらに被害者とする犯罪者(悪徳商法、不当不法利得行為など)が跋扈し、公的機関がからむ贈収賄等“便乗型”が現れる。

**[災害時の犯罪は2重の被害を与える]** : 災害後被災者は弱者となり、加害者への抵抗力が一層低くなる。被災前の社会的弱者は災害によりその状況を一層困難なものとする。加害者にとって対抗力の落ちた被災者は好餌である。また公的機関の混乱や不誠実な対応も含め、災害時、被災者は食い物される。2重被害、再被害を生み出す過程は特に明らかにされなければならない。

**[反社会的行為の4レベル]** : 反社会的行為を個人的、組織的、政府的、社会的レベルで整理できる。個人的レベルは、被災家屋や死体からの金品、物資の窃盗、レイプ、救助物資略奪、援助資金詐欺、組織のレベルでは、津波被災物資の組織的窃盗と詐欺的販売、政府レベルでは、軍隊や政府機関が援助基金から資金や物資の横流しや収賄、社会的レベルでは、マイノリティグループへの援助の差別行為等である。それぞれレベルの異なる犯罪に対応した研究が必要となる。

**[コミュニティの意味]** : 既存のコミュニティの崩壊や新たなコミュニティの再生は犯罪生起と抑制に大きな役割を果たす。それは既存コミュニティの性質やその破壊の程度によって差異がある。多くのコミュニティでは住民の主体的な活動により新たな創造の営みを始めるが、その絶対的崩壊はその後の犯罪の増加を生み出している。これらは破壊流出により既存地域の喪失が見られる東日本大震災でも検討されなければならない。

[災害に対応できないミス]：最後に 9.11 の災害の原因としての取り上げている 4 つのミスは、東日本大震災においても当てはまり、結果として災害とそれによる混乱を導き、犯罪の発生にも影響したと思われる。①想像力の領域。このような災害は未曾有であり得ないと思った。②政策の領域。災害の兆候はあったが、それを政策的に活かすことをしなかった。③能力の領域。ある程度予測していたが十分な備えをしなかった。④マネジメントの領域：関係各機関は閉鎖的であり、効果的に情報を共有することをしなかった。

以上みてきたように、災害と犯罪に関しては、発生時の地域社会の状況、解体された社会構造のレベル、発災による警察等の抑止力の喪失と回復、時間的経過などにより罪種の変化等を総合的に明らかにしていくことが必要とされる。

## II. 東日本大震災と犯罪発生：調査結果から

### 1. はじめに：被災の概要

東日本大震災は平成23（2011）年3月11日14時46分、震源地三陸沖で、震源の深さ約24km、マグニチュード9.0の巨大地震であった。0市、R市の震度は6弱であった。

#### 0市、R市、S町の状況

0市の人的被害は死亡者340人、行方不明者79人（2013年4月30日現在）、建物被害5,539世帯（平成25年3月31日現在）で全壊2,787、大規模半壊430、半壊717、一部損壊1,605戸に及ぶものであった。いずれも津波によるものがほとんどであった。

R市では死亡者数は2013年10月23日現在、直接震災によるもの1,735人、病死、事故死14人である。行方不明者は14人である。全壊3,159戸、大規模半壊97戸、半壊85戸、一部損壊27戸であり、津波によるものであった。

後に述べるように0市とR市の津波による被災は、全域に及んでいるのではなく、沿岸地域と河川に隣接する市街地と集落を中心としたもので

あり、このことが犯罪発生に関わることとなる。震度6弱は結果的に地震そのものによる災害をそれほど引き起こさず、その後に襲来した津波が被害を大きくしたのであり、津波破壊・浸水地域とそうでない地域とに差異が出ることとなった。

内陸のS町は震度5強であった。死者12名、行方不明1名であるが、これはその時間、町内ではなく、沿岸被災地にいたことによる被災であった。家屋等の被害は全壊、半壊はなく、屋根瓦破損、窓ガラス破損、窓ガラス破損等であり、公共施設で部分的に天井落下等があったが甚大なものではなかった。

### 2. 犯罪発生の総括的状況

(1) 岩手県・宮城県・福島県の被災3県につき、2010年3-12月と2011年の同時期の比較が公表されている。<sup>6</sup>それによると、3県の刑法犯は岩手県15.4%減、宮城県17.7%減、福島県20.0%減（3県平均で18.2%減）で、全国平均の6.6%減と比較して、大幅減となっている（表1）。

総括的にみて、今次災害は発災初年では抑制された。しかし、罪種別では、非侵入盗は21.8%と減少しているが、侵入盗は3.9%の増加に転じている。これは福島県の+35.0%に依るものである。原発事故による空き屋等、あきらかに特殊事情である。本調査研では扱わないが、いずれ調査研究が必要とされる。

(2) 岩手県沿岸部（久慈、岩泉、宮古、釜石、お大船渡船0の各署）の認知犯罪件数の比較は表2である。県全体では、14.2%減で、特に大船渡(0)署が49.3%減で最大である。沿岸部全体として2010年1,012件、2011発災年808件、2012年938件である。発災年を谷として、年3年間の件数はV字に変化している。

<sup>6</sup> 平成24年版警察白書、(2)岩手県警資料

県名	岩	手	県	宮	城	県	福	島	県	3 県	全国
年	2010	2011	増減%	2010	2011	増減%	2010	2011	増減%	増減%	増減%
刑法犯総数	6,567	5,555	-15.4	21,201	17,452	-17.7	17,032	13,625	-20.0	-18.2	-6.6
窃盗犯	4,908	4,231	-13.8	15,966	13,340	-16.4	12,801	10,311	-19.5	-17.2	-6.6
・侵入窃盗	670	539	-19.6	2,427	2,126	-12.4	<b>1,776</b>	<b>2,397</b>	<b>+35.0</b>	+3.9	-6.7
・非侵入盗	2,650	2,229	-15.9	7,817	6,319	-19.2	7,017	5,116	-27.1	-21.8	-6.0
・乗り物盗	1,588	1,463	-7.9	5,722	4,895	-14.5	4,008	2,798	-30.2	-19.1	-7.3
凶悪犯	41	34	-17.1	108	69	-36.1	66	48	-27.3	-29.8	-7.5
粗暴犯	252	240	-4.8	781	747	-4.4	693	555	-19.9	-10.7	-2.7
知能犯	280	151	-46.1	938	472	-49.7	434	331	-23.7	-42.3	-7.1
風俗犯	55	64	+16.4	176	167	-5.1	139	97	-30.2	-11.4	-0.1
その他	1,031	835	-19.0	3,232	2,657	-17.8	2,899	2,283	-21.2	-19.4	-7.9

表 1 被災三県（岩手・宮城・福島）の刑法犯推移

表 2 岩手県沿岸各署の 2010.2011 増減率

署名	〇署	釜石	宮古	岩泉	久慈	県内
総数	-49.3	-22.3	-29.1	-17.9	-15.4	<b>-14.4</b>
窃盗犯	-54.1	-25.5	-20.0	-15.4	-19.0	<b>-13.0</b>
凶悪犯	+100	-100	-100	+100	-50.0	<b>0.0</b>
粗暴犯	-70.0	0.0	-9.1	-100	-58.8	<b>-11.7</b>
知能犯	-50.0	+57.1	-68.4	-100	-42.9	<b>-37.3</b>
風俗犯	+100	-100	-25.0	0.0	+300	<b>+9.7</b>
その他	-22.9	-29.1	-45.7	+175	12.0	<b>-17.3</b>

### 3. 震災でさらに減少した万引き：震災前から行っていた〇署管内の万引き防止対策

#### (1) はじめに

本研究の参加者を中心とした研究グループ（いわて地域犯罪防止研究調査会 ICPR）では、岩手県警察本部と協力し平成 19 年度に岩手県内で認知された高齢者犯罪の詳細な調査研究を行った（熊谷・細江 2009）。これからの高齢者犯罪において見過ごせないとともに、多様な高齢者問題の顕在化したものといえる「万引き」対策の重要性を指

摘してきた。2009 年頃から警視庁等は万引き対策に重点を置き始め、その増加傾向が高いことが指摘された。岩手県に関しても、2009 年上半期万引き認知件数が 673 件で、前年同期と比べた増加率が約 30%と高い数値が報告された。これに対してさまざまな取り組みがなされ、震災を挟み、岩手県万引き対策協議会が設置され、万引き防止対策の手引きを作成し、県内外に配布している（詳細は山崎・細江 2010）。そうした動向の中、県内で最も早く取り組みを始めたのは、岩手県警〇署であった。〇署では 2009 年 6 月 15 日に県内で初めて高齢者万引き防止の対策会議を開いた。この会合には、同署管内の商工会議所や大型店、防犯協会、公民館、老人クラブなど約 30 機関が参加し、2010 年まで数回に亘り協議した。ICPR（岩手県立大学）も加わった。万引きに係る署内の関係団体機関が集まったのは初めてであり、これは単なる連絡会ではなく、各団体は以下のような行動目標を掲げて実行していった。震災時に防犯活動に関わった防犯協会も大きな役割をになった。

- ・警察：万引きに関する資料作成、広報、大型店などへの多発時間帯の立ち寄り
- ・防犯協会：商店に掲示するステッカー類の作成（「万

引き 許しません！ 当店では万引きを見つけたら  
すぐ110番します」)、防犯隊員の大型店への立寄り  
・商工会議所・商工会：商店に対する指導、広報、  
ステッカー作成、商店へステッカーや広報資料配布  
・大型店など：店内の死角除去、商品の配列を考  
える、ミラーや防犯カメラを設置するなどの物理的な  
対策、客への絶え間ない声掛け、店内放送活用など、  
ステッカー類の掲示、警備員の配置  
・公民館、コミュニティーセンター：各地区公民館、  
コミュニティーセンターを通じての広報  
・老人クラブ：会員を通じての広報“会員への広報  
ではなく、会員を通じての周囲への広報”

この目標で2年間のそれぞれの団体が組み  
を行なったが、ここでは防犯協会について記す。

○S 町防犯協会連合会：町の防犯隊員に車を貸し  
出し、パトロールをしてもらっている。S 町は万  
引きの認知はほとんどなく、特に万引きに特化  
した活動は行っていないが、交通安全などの活動と  
セットでしている。

○R 市防犯協会連合会：主な大型店への立ち入り  
を強化している。それなりの効果があった。

○O 市防犯協会連合会：防犯隊員が大型店へ立ち  
入りしている。ユニフォームを着て活動し、万引  
き多発時間帯とされる14時～16時と夜間に立ち  
入りをしている。パトロールは複数で行い、警察  
官と一緒にすることもある。効果が出ている。

これらの活動の成果は着実に上がり、協議会設  
置後2010年は、万引きは減少した。しかし、図2  
にみるように、震災は万引きの顕著な減少という  
影響を与えた。また震災後2年目は増加したがそ  
の増加は以下述べるように他の罪種に比して顕著  
ではなかった。これは震災時の万引きの実行可能  
性の低下が想定されるが、震災前に取り組んでい  
た防止活動の効果も寄与していると思われる。

#### 4.0 署管内の刑法犯の発生の状況

##### 1) 時間的推移

2011/3/11を境とした前後1年を比較してみ  
ると、前年よりも後年は約半分の件数(-49.3%)で  
ある。時間的な変化を見るとその状況は顕著である。

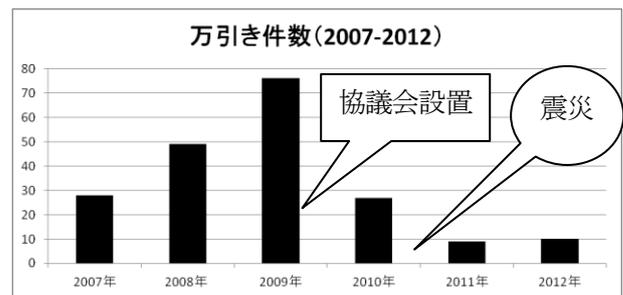


図2 万引き件数の推移 (2007-2011)

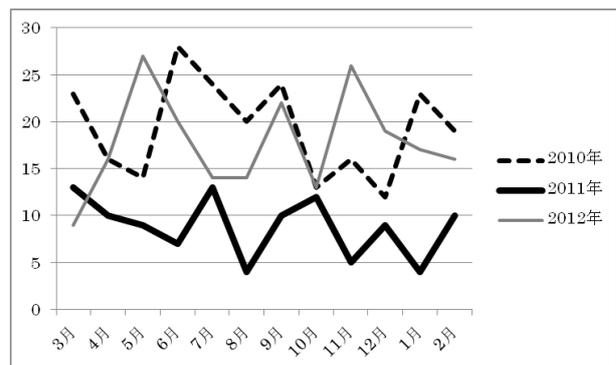


図3 2010年3月～2012年3月までの刑法犯推移

既に述べてきたV字傾向はこの3年間の推移で、  
再確認される。しかし、発災の1ヶ月(2011.3.11  
～4.10)は図3に見るよう13件発生し、2月の  
19件から急激には減少しない。4月、5月に急減  
した。つまり犯罪発生に関して時期的区分とし  
ては、発災直後、発災1年間、発災2年目以降の3  
期に分けられる。

##### 2) 罪種別推移

発災前1年と発災後1年を罪種別に確認すると  
その変化は顕著である。(前年件数⇒後年件数：斜  
体は増加)。

非侵入盗(115⇒56)、侵入盗(25⇒9)、乗り物  
盗(23⇒14)、器物損壊(29⇒25)、傷害(11⇒3)、  
暴行(3⇒2)、詐欺(11⇒7)、占有離脱物横領(3  
⇒2)、恐喝(4⇒0)、建造物損壊(2⇒0)、業務上  
過失(2⇒0)、脅迫(2⇒0)、業務上横領(1⇒0)、  
有印私文書偽造(1⇒0)、強姦(0⇒1)、強制猥褻(0  
⇒1)、放火(0⇒1)、公務執行妨害(0⇒1)。

最も多い非侵入盗に関し、罪名で比較する。電線機械鉄類 (13⇒0)、万引き (30⇒2)、自販機狙い (5⇒1)、置き引き (9⇒9)、賽銭泥 (3⇒3)、工具部品等 (25⇒12)、車上狙い (12⇒14)、コンビニ現金盗 (0⇒1)、畑作物 (1⇒3) ATM 現金 (0⇒1)、下着盗 (1⇒2)、職場内窃盗 (1⇒4)。

総体的に見て、総件数の減少、侵入盗の激減、上述したように万引きの激減が見られる。一方、大きく変化しなかった罪種や少数でも増加した罪種がみられるが、罪種別件数自体が少ないので単純には比較できない。件数の多い、器物損壊と非侵入盗の震災前年、震災年、震災1年後の3年間比較したものが図4である。復興期の器物損壊の増加は、震災の影響の複雑さを物語るものである。

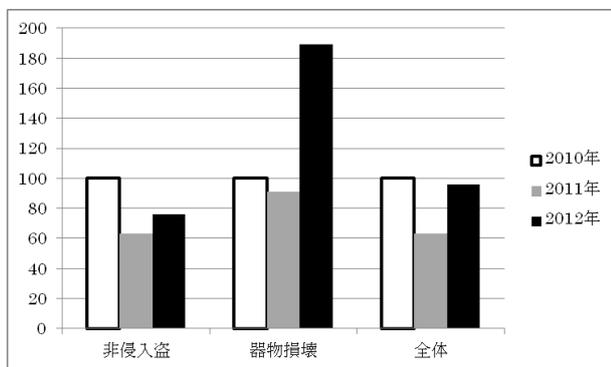


図4 罪種別 (非侵入盗・器物損壊) 年別変化 (2010年=100%)

### 3) 個別的検討

前述したように、発災後1ヶ月はその後の減少

表3 2011年3.11~4.20までの事案 (O署管内)

確認日	罪種	場所	浸水状況
2013/3/1X	乗り物盗(貨物自動車)	R市TK	浸水
2013/3/1X	非侵入盗(コンビニレジ)	O市AK	浸水(破壊)
2013/3/1X	非侵入盗(車上狙い)	R市TK	浸水
2013/3/2X	乗り物盗(自転車)	O市SK	浸水
2013/3/2X	乗り物盗(自転車)	O市SK	浸水
2013/3/2X	侵入盗(空き巣)	O市SK	浸水
2013/3/2X	侵入盗(出店あらし)	O市OF	浸水(破壊)
2013/3/2X	乗り物盗(自転車)	O市SK	浸水
2013/3/2X	乗り物盗(自転車)	O市IK	非浸水
2013/3/3X	非侵入盗(ATM荒らし:1千万)	R市TK	浸水
2013/4/0X	非侵入盗(工事場荒らし)	S町	非浸水
2013/4/0X	住居侵入	R市HT	浸水(破壊)
2013/4/0X	非侵入盗(自販機)	R市KS	浸水(破壊)

した、4月、5月以降と比較して、2月(19件)から13件への減少はそれほど大きくない。この

時期に発生した事案は表3に示している。表中の場所は前述した3市町(三陸町:S、陸前高田市:Rの大字、大船渡市O)の大字の略称である。表中の浸水状況は事案の発生した地域(大字等)の状況であるが、後述するように、津波により、建造物が根こそぎ破壊され流失した地域と浸水があったが、浸水が引いた後に建造物が残った地域では、そこでの生活の様相や復興の態様に差異がある。そのことが犯罪発生に影響することは想像できる。実際の発生場所は破壊された「大字地域」でも破壊されない建造物が少数残るなど、被災の状況は明確に区分することは困難で、その関係は単純には論じられない。しかし、後述する、比較的発生件数の多い交通事故に関して扱う部分(5. O署管内の交通事故発生と災害との関連)で、被災の地域差について述べる。

事案にみるように明らかに津波の混乱に乗じた犯罪として3/1Xに起きた浸水地のコンビニレジからの金品窃盗、3/3Xに発覚した1千万円を超えるATM破壊の窃盗がある。その他3/2Xの空き巣は震水地である。従来から多かった、自転車盗も混乱の中、非浸水地で、借用感覚で発生している。

また表4に示したものは、1ヶ月後の4月から12月に見られた震災と関連していると想定される特徴的な事案である。浸水が終わり放置されている機械や工作物等が狙われているのが分かる。また、器物損壊事件が増加しているのは「不満解消」「ストレス発散型」の犯罪が増加し始めていることを示している。

表4 2011年4月~12月の特徴的事例 (O署管内)

発生日時	事案	浸水状況	発生場所	震災との関連
4/2X	窃盗:瓦礫の中から倒壊電柱のトランス窃盗	浸水	R市TK町	混乱便乗
5/2X	窃盗:浸水したフォーリフトを購入後3台窃盗	浸水	R市TK町	混乱便乗
7/1X	窃盗:部品狙い、バッテリー、KM漁港放置	破壊・浸水	O市SZ町	混乱便乗
12/1X	窃盗建設機械100万円、SS酒造跡地	浸水	R市TK町	混乱便乗
11/1X	出店あらし:仮設店舗内商品	破壊・浸水	R市HT町	仮設店舗内
9/2X	置き引き:仮設団地談話室(置き引き)	破壊	O市OF町	仮設住宅内
5/3X	器物損壊:建設現場の駐車場でフロントガラス	非浸水	S町	不満解消
5/2X	器物損壊:自動車ボディ、ガレージ内	非浸水	O市IK町	不満解消
6/1X	器物損壊:自動車ボディ、寺院駐車場	浸水	O市SK町	不満解消
7/3X	器物損壊:自動車B、ショッピングC駐車場	非浸水	O市TK町	不満解消
8/0X	器物損壊:自動車ガラス、駐車場	非浸水	O市IK町	不満解消
9/2X	器物損壊:自動車ボディ、仮設住宅駐車場	破壊	O市OF町	不満解消
9/2X	器物損壊:自動車B、ショッピングC駐車場	浸水	O市SR町	不満解消
9/X3	器物損壊:仮設団地駐車場、自動車B	浸水	O市SR町	不満解消
9/2X	傷害:浸水後再開したスナック店舗内喧嘩	破壊・浸水	O市OF町	不満解消



他地域のような2年目の増加は多くなく逆J型ともいえる変化である。この地域の被災状況は重篤で被災2年次も住宅建設や商業活動が皆無のままである。一方もう一つの、重大被災地(\*\*\*<sup>8</sup>)のO市OFは、1年目は減少したが、2年目は被災前年よりも増加し、V型よりもJ型ともいえる状態である。また1年目も増加し、2年目もさらに増加した地域にO市SK地区がある。この地域は重大被害を受けたO市OF地区に隣接し、商業地域、住宅地域、公共施設の集積した地域である。OF地区より港湾に遠く、OF地区を襲った津波はそのまま港湾上流のSK地区に遡上するが、基本的には浸水被害であり、震災後には徐々に商業活動等が回復していった。このように重大被災地域の周辺部が犯罪発生においても“回復”し、さらに震災以前よりも増大する状態は注目すべき事実である。また津波の被災のなかったS町は1年目に若干減少するも、2年目は3倍以上に急増する極端なJ型である。S町は重大被災地のR市のTDの後背地であり、内陸からの国道はS町を経由する。現在、被災復旧工事の人員や機材等が行き交う地域となり、この急増は今後復興期の犯罪の増加を示唆するものである。

## 5. 0 署管内の災害の交通事故発生との関連<sup>8</sup>

### 1) はじめに

これまで刑法犯一般についてみてきたが、ここでは交通事案を取り上げる。震災後の住民の安全・安心確保に関わる問題には、防犯と共に交通事故防止が挙げられる。交通事故の場合、過失の重い第1当事者の運転行動の背景には、いくつかの違反行為があるため、警察官の取締りは、違反行為と重大事故を未然に防止する効果を有する。一方で、交通事故は、運転者のコンディション、自他車両の状態、走行する道路環境等との関連で運転者が必ずしも意図しない状況で発生するため、

犯罪発生とは発生のメカニズムにおいて異なった様相を呈すると考えられる。また、大規模災害時には、震災直後の混乱から復旧・復興の過程で人や車両の移動性が変容していくことから、こうした環境の違いは、道路交通に顕著な影響を及ぼすことが予想される。

本調査では、岩手県沿岸地域を管轄するO警察署管内の人身、物損等の交通事故を対象とし、震災という物的、人的環境の変容が交通事故の発生にどのように関連しているのかを震災前後の時系列で比較、検討した。

### 2) 方法

**分析対象地域** 本調査で対象とする地域は、上記刑事事案と同様、手県O警察署管内の3つの町村(O市、R市、S町)である。O市、R市はいずれも沿岸部に位置し、震災津波で甚大な被害を受けた地域である。S町は、市に隣接した内陸側に位置し、津波による被害はなかったものの、建物の一部損壊等で被災した地域である。

**交通事故データ** 本調査では、震災の1年前の2010年3月11日から震災2年後の2013年3月10日までの3年間にO警察署管内のO市、R市、S町の3町村で発生した交通事故データを収集した。また、全国および岩手県全体の交通事故の発生傾向を把握するために2003年1月から2012年12月までの10年間の年別交通事故統計を使用した(警察庁交通局, 2013; 岩手県警察本部, 2013)。

ところで、矢野(2007)によれば、交通事故とは、道路交通法第72条の中で「車両等の交通による人の死傷または物の損壊」と定義される。このうち人が死傷した場合、人身事故として記録され、警察の交通事故統計として計上され、本調査で使用する全国統計データもこれに該当する。しかしながら、物損事故は人身事故の数倍あるとされており、物損事故を除いた警察の事故統計のみ

<sup>8</sup> 5の交通事案の部分の執筆者は共同研究者長澤秀利である

から事故の全体像を把握し、分析することは困難であるという指摘もある。したがって、本調査では、人身、物損双方の交通事故を分析対象とする。

### 分析手続き

**地域データ** 分析対象とする O 市、R 市、S 町について、総務省統計局（2012）の平成 22 年国勢調査での小地域集計を参考に O 市、R 市を大字、町別にそれぞれ 8 つの地区、計 16 地区に分類した。また、S 町は 1 つの地区として、O 署管内の合計 17 地区を分析単位地区とした。次に、被災地の特性を把握し、被災後の状態を分類するために、被災前の人口、世帯数、震災での死亡者数、死亡率、住居の戸数、全壊戸数等を地区別に収集、整理した。地区別の人口総数、世帯数は、前記平成 22 年国勢調査のデータを使用し、震災による死亡者数、死亡者は、谷（2012）が岩手県警の公表資料、国勢調査資料をもとに作成したデータを使用した。

さらに、津波による各地区の被災状態を分類するために、国土交通省国土地理院（2011）が作成した浸水範囲概況図を参考とし、各地区を被災による被災の影響の大きい順に津波破壊地域、浸水地域、非浸水地域として一覧表に整理した。

**交通事故発生データ** 調査対象は、震災の 1 年前である 2010 年 3 月 11 日から震災 2 年後の 2013 年 3 月 10 日までの 3 年間に O 警察署管内の O 市、R 市、S 町で発生した人身、物損等の交通事故データ 4,129 件である。これらを地区別、発生年月別で整理し、地区別に被災状態と関連させながら、時系列に沿って交通事故の発生傾向を分析した。また、17 地区別での事故件数の比較では、各地区の人口規模の違いを考慮し、件数で直接比較することを避け、地区別に件数に対する人口千人当たりの事故率を算出し、同率をもとに地区別での比較を行った。

### 3) 結果

### 被災地区の分類

17 地区の被災前の人口、世帯数、住宅戸数、震災による住宅の全壊数、全壊率等は表 6 のとおりであった。R 市では、TD 町を含め 5 つの地区、O 市では、OF 町を含め 3 つの地区が住宅の全壊率が高く、津波破壊地域に分類された。

表 6 地区別の被災状態

		人口総数	世帯数	死亡者	死亡率	住宅戸数	全壊	半壊・一部損壊	全壊率	被災状態の分類
		(人)	(世帯)	(人)	(%)	(戸)	(戸)	(戸)	(%)	
O市	HK町	1,986	839	1	0.05	638	0	2	0.00	非浸水
	IK町	4,074	1,371	9	0.22	1,360	1	13	0.07	非浸水
	TK町	3,903	1,418	6	0.15	1,361	1	24	0.07	非浸水
	SR町	7,386	3,084	92	1.25	2,636	411	118	15.59	浸水
	SZ町	4,718	1,551	41	0.87	1,515	606	151	40.00	破壊
	AK町	5,089	1,746	52	1.03	1,692	499	177	29.49	破壊
	SK町	3,554	1,534	15	0.42	1,421	67	367	4.71	浸水
	OF町	10,047	3,876	136	1.35	3,764	972	266	25.82	破壊
R市	TD町	7,641	2,783	1,037	13.57	2,712	1,902	28	70.13	破壊
	KS町	3,287	1,052	211	6.42	1,029	810	30	78.72	破壊
	HT町	3,532	1,062	40	1.13	1,057	270	69	25.54	破壊
	YH町	1,677	561	21	1.25	556	35	62	6.29	浸水
	YZ町	2,754	913	86	3.12	890	296	36	33.26	破壊
	TK町	1,203	402	40	3.33	396	60	18	15.15	浸水
	OT町	1,911	601	52	2.72	594	221	32	37.21	破壊
	YK町	1,295	411	17	1.31	409	-	-	-	非浸水
S町	8,190	2,083	0	0.00	2,045	0	40	0.65	非浸水	

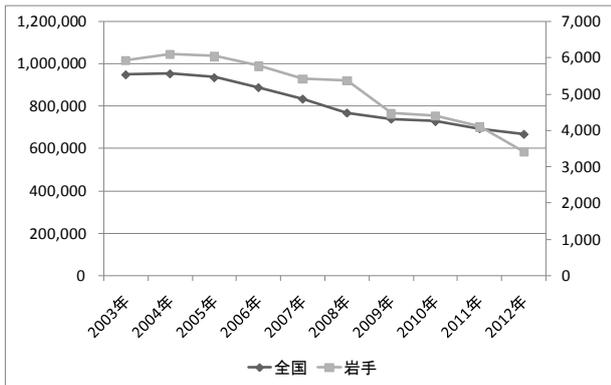
注：1. 震災前の人口総数、世帯数、住宅戸数は総務省統計局（2012）をもとに作成  
 2. 死亡者総数、死亡率は谷（2012）をもとに作成  
 3. 住宅の全壊・半壊・一部損壊戸数は国土交通省（2011）をもとに作成  
 4. 被災状態は国土交通省国土地理院（2011）の浸水範囲概況図と住戸全壊率をもとに筆者が分類  
 5. R市 YK町は、全壊・損壊住宅戸数が不明であったが、浸水範囲概況図を参考に非浸水地域と分類

### 全国・岩手県内における交通事故発生件数の推移

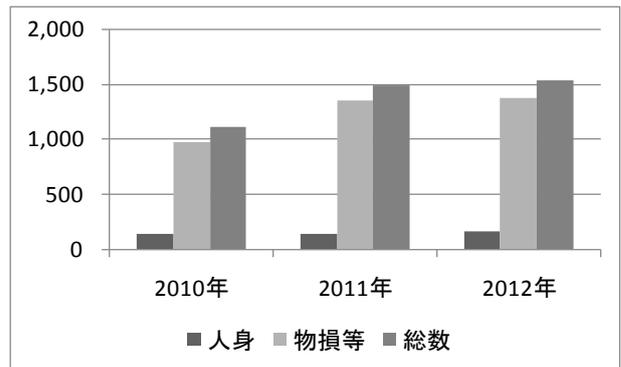
全国および岩手県内の交通事故（人身）件数を 2003 年から 2012 年までの 10 年間の年別で比較したところ、減少傾向で推移していた（図 7 参照）。しかしながら、岩手県内では、こうした人身事故の減少に対し、物損事故そのものは、2008 年以降微増傾向にあり、2011 年は約 2 万 8 千件と報告されている（岩手県警察本部，2013）。

### 震災直後の事故発生件数

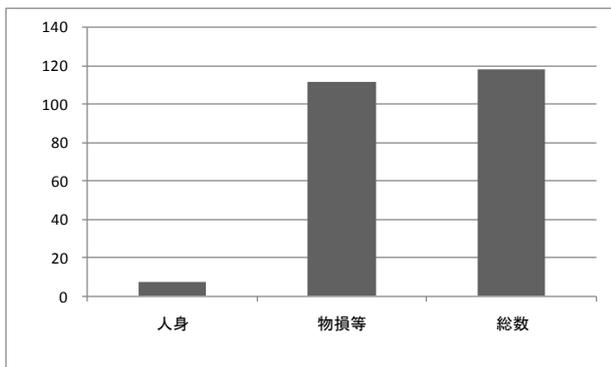
次に、本調査で対象とする O 署管内について、震災直後の 2011 年 3 月 11 日から同年 4 月 10 日までの 1 ヶ月間の交通事故を概観する（図 8 参照）。事故の内訳は、物損等の事故が多数を占めていた。



**図7 全国・岩手県の交通事故発生件数の推移**  
 (警察庁交通局(2013)；岩手県警察本部(2013)をもとに作成。  
 左縦軸は全国の件数、右縦軸は岩手県の件数を示す。)



**図9 交通事故発生件数の推移**  
 (左縦軸は件数を示す。)



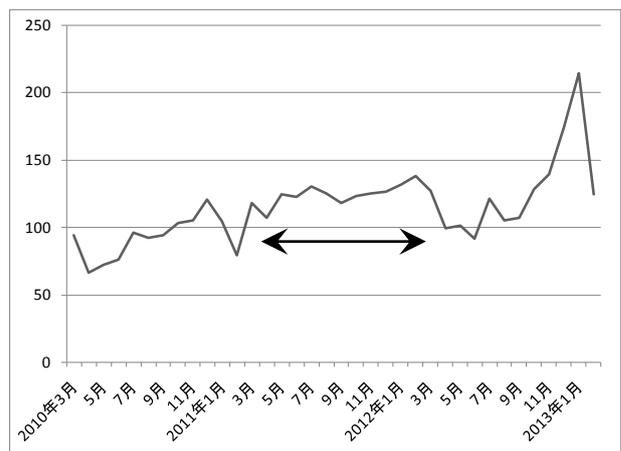
**図8 震災直後の〇署管内での交通事故件数**  
 (左縦軸は件数を示す。)

### 交通事故発生件数の年別推移

〇署管内での交通事故件数の年別での推移は、図9のとおりであった。事故件数は、震災1年前の2010年3月11日から2011年3月10日までの1年間で1,108件、震災1年目の2011年3月11日から2012年3月10日までの1年間で1,491件、震災2年目の2012年3月11日から2013年3月10日までの1年間で1,530件と年々増加傾向で推移し、人身、物損等の別での件数も同様であった。

### 月別での交通事故件数の推移

次に、2010年3月11日から2013年3月10日までの3年間のうち、発生月が判明している4,118件の月別での推移を検討した(図10参照)。震災1年目の2011年3月11日から2012年3月10日までの1年間では、件数の減少はみられず、むしろ微増傾向にあったものとみられた。



**図10 交通事故発生件数の月別での推移**  
 (左縦軸は件数を示す。)

### 地区別での震災直後の事故率

17の地区別で、震災直後の2011年3月11日から同年4月10日までの1ヶ月間の事故率を比較した結果は、図11のとおりであった。事故率



#### 4) 考 察

本調査研究から、次のこと明らかとなった。

(1) 17 地区の住宅全壊率から各地域は、津波破壊地域、浸水地域、非浸水地域に分類され、R 市では、TD 町を含め 5 つの地区、O 市では、OF 町を含め 3 つの地区が被害の甚大な津波破壊地域に分類された。

(2) 全国、岩手県内の交通事故（人身）を過去 10 年間の年別件数で比較したところ、いずれも減少傾向で推移していた。しかし、岩手県内の物損事故は、2008 年以降、被災年の 2011 年まで増加していた。

(3) 本調査で対象となった O 警察署管内の交通事故件数については、人身、物損等の双方で震災前から震災後、さらに震災 2 年目にかけて増加していた。

(4) 月別での事故発生の時系列変化をみると、震災直後の 1 年間の件数は微増傾向であった。

(5) 震災直後の地区別での事故率を比較したところ、同事故率は、津波破壊地域に隣接する浸水地域や破壊地域への重要な通過ポイントとなる周辺非浸水地域において高かった。

(6) 震災前、震災後、震災 2 年目の 3 つの時期での地区別の事故率を算出し、事故率の年別での推移を比較した結果、主に逆 J 字型、U 字型、右上がり増加型、右下がり減少型の 4 つのパターンが確認された。各パターンと地区別での特性や被災状態との関連は、次のように考えられた。

まず、逆 J 字型は、O 市 SK 町、O 市 IK 町、O 市 TK 町、R 市 YH 町、S 町など、主に津波破壊地域に隣接する地域や周辺部に位置する地域であった。これらの地域は、震災後、内陸部と津波破壊地域を繋ぐ重要なポイントとして機能し、車両通行量が増加した反面、人的、物的被害による混乱とその修復が事故の発生に関連した可能性が考えられる。

U 字型は、O 市 SR 町が該当し、津波破壊地域に準じた被害の浸水地域であるため、震災後、一時的に交通量が減少し、事故率が低下した可能性が考えられる。

右上がり増加型は、O 市 OF 町、O 市 AK 町、R 市 YZ 町、R 市 TK 町、R 市 OT 町など、多くが津波破壊地域あるいは浸水地域であった。これらの地域は、人的、物的被害の大きさから一時的に車両通行量が減少した反面、その後の復旧、復興作業などに伴い交通量が増加したため事故率が微増した可能性が考えられる。

右下がり減少型は、R 市 TD 町が該当し、津波破壊地域である。この地域は、人的、物的に最も甚大な被害を受けたことが影響し、人や車両の行き来が減少することにより事故率そのものも低下している可能性がある。

以上のまとめると、震災後、対象の被災地では、全般的に交通事故が微増傾向にあると考えられた。地区別の事故発生状況を時系列でみると、震災直後、津波破壊地域に隣接する地域、あるいは周辺地域での事故率が高く、その後の復旧・復興の段階的な進展と交通量の増加等に伴い、津波破壊地域でも事故が増加すると考えられた。しかしながら、人的、物的な被害が甚大な地域では、復旧・復興までにより多くの時間を要するため、人や車両の行き来が停滞し、事故率も増加しないものと考えられた。

被災地の状態から交通事故対策を考える場合、被災直後は、重大被災地の隣接地域や周辺の通過ポイントを中心に交通事故対策を講じ、復旧・復興の過程に合わせて重大被災地域に事故対策の重点を移行していくことが必要と考えられた。

今後は、事故の発生時期、時間帯、事故類型、発生地点の詳細な位置など、よりマイクロな要因の分析を行い、震災時における交通事故発生の特徴や具体的な事故防止策を検討していく必要がある。

## 6. 震災時の警察の対応

犯罪の抑止と実際の犯罪の捜査、犯人の確保の主要な機能は警察が担う。災害時の警察の役割は上述の関東大震災や阪神淡路大震災の対応にあるように、犯罪抑止や捜査という通常の警察業務を超え、大量な任務を担う。市民の避難の誘導や被災者の救済、さらには犠牲者の捜索、検視活動など多面にわたる。また警察自体が被災し、従前的人的、物的な対応が困難となる。O署管内においてもその状態は深刻であった。

この困難な状況に関しては、多くの報告がなされている。<sup>9</sup>本調査で協力いただいているO署の署員が被災直後からTD幹部交番と2交番流出と5名殉職1名行方不明者が出る中、懸命に任務を果たしていった姿はあらためて特記に値いする。

O署は所轄3市町のうちO市にあり、O市は被害の大きかったOF町に隣接するSK町にあった。前述のようにOF町は湾口に接し、大きな被害を受け、ほとんどの建物が流失した。湾口上部のSK町であった署は建物に波が届いたが被害は免れた。停電と通信手段の途絶の中、署長他が所轄である内陸のS町まで行き、県警察本部と連絡し、応援部隊が派遣されることを確認するが、大量瓦礫等で道路は遮断され、応援警察は翌日に到着することとなった。署員は発災直後から、避難誘導、津波に浸かりながらの人命救助、行方不明者の捜索に懸命にあたった。犠牲者の遺体は瓦礫処理の中次々と発見され、その搬送と、検視作業が続いた。遺体の身元確認、遺族との対応の業務に追われることとなる。

12日以降、県内警察や県外警察の応援、および自衛隊等の救助支援部隊が到着するが、しばらくは、署員が地理情報の提供などの対応業務に忙殺される。また市内各地におかれた対策本部では救

助要請、捜索依頼、遺体発見通報への対応の他、大量の落とし物の届出、運転免許証再発行等も通常業務の数十倍あり、対応が追いつかない状態であった。浸水が引いたあとの破壊された地域で特筆された拾得物は各種金庫であり、その処理が新たな業務として加わった。

混乱の1か月が過ぎると、徐々に警備体制が落ち着き、5月に入り応援警察官が組織的に投入されるようになり、2012年2月まで続いた。応援部隊は北海道警、青森県警、秋田県警、山形県警、皇宮警察、警視庁、栃木県警、埼玉県警、千葉県警、神奈川県警、群馬県警、静岡県警、愛知県警、三重県警、大阪府警、滋賀県警、石川県警、福井県警、京都府警、岡山県警、広島県警、福岡県警、長崎県警、熊本県警、大分県警、など各都道府県に渡った。これらの応援部隊は基本的に一定期間に人員が入れ替わる方式であった。その業務内容は遺体検索・搬送、検視、遺族対応、身元確認、行方不明追跡、拾得物業務、金庫捜索・搬送、被災車両検索、集中捜索、遺体安置所警戒、集団警ら、遺体安置所警戒、避難所警戒、パトカー警戒や交通規制・整理などさまざまであった。当初はその多くは遺体検索、検視業務に関わり、また今次の被災地特有な家庭用等金庫の拾得業務も重点的に行われた。これらの業務は引き続き応援警察官がその後も関わったが、徐々に、地域警戒活動、交通安全活動、地域安全活動などの生活安全活動を担うこととなった。通常の業務に忙殺するO署に代わり、地域の安全活動に果たした役割は大きかった。

図13は県内外の警察の動員数の推移である。多い時にはO署の80人前後の10倍近い人員が地域に入ることとなった。

O署の体制は殉職者6名（内行方不明者1名）を出したが、2011年度は大量に導入された応援部隊の支援によって業務を行った。応援部隊が撤退した、

<sup>9</sup> KOBAN「被災した岩手県O署から」、岩手日報「使命 証言 岩手県警察の3.11」、警察庁「東日本大震災と警察」など

2012年度は県外警察等からの出向者が支援に当たった（図14）。出向者は2011年度の応援部隊同様、主として地域の安全活動に参加した。仮設住宅の見回りや後述する地域の防犯活動に参加した。この活動は、従来の居住地域を離れ多様な人々により構成された仮設住宅の防犯活動の再建や実施に力を発揮した。またこれらの活動において、出向者を中心とした、警察をより身近なものと感じて欲しいとの思いから、図15の写真に見るようなぬいぐるみの“防犯戦隊ケセンジャー”や“寸劇夜回隊”が結成され各種会合や、幼稚園、学校等で寸劇を披露しながら身近な安全意識の高揚に務めた。この活動は好評であり、多忙極める0署の警察活動に新しい側面を加えるとともに、従来からの地域安全活動をより住民に馴染みのあるものとした。

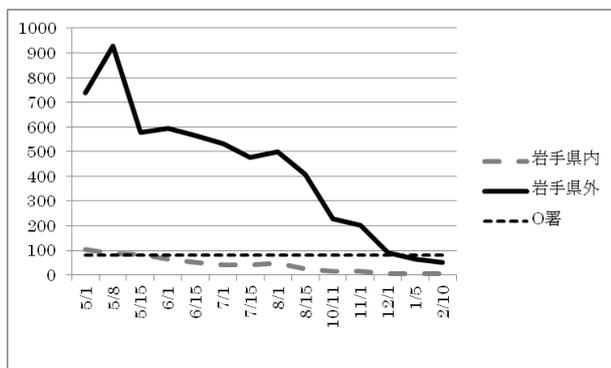


図13 0署への応援警察官の推移 (人数・月日)

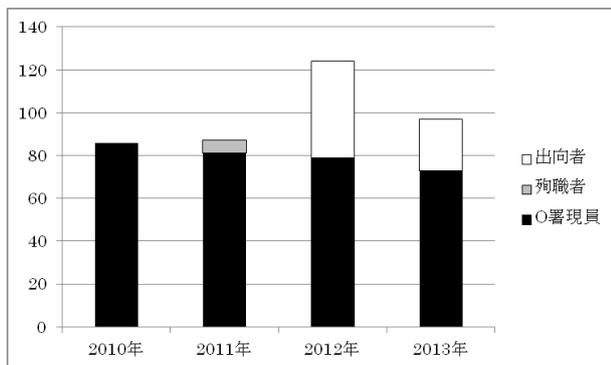


図14 0署の人員の推移 (人数・年)

さて、前述の被災後の犯罪件数の推移から見て、

被災後1年間の減少は、大量の応援警察官の導入が影響を与えたことは想定できる。しかし、震災直後は導入されても組織だった活動が必ずしも十分であったとはいえない。発災直後から1か月の犯罪が一定程度発生したことからみて、未曾有の災害が突然おきる昨今では、いかにこの初動体制を早く作れるか、それは被災者救済だけでなく、犯罪抑止にも目を配った体制づくりとして、肝要な課題といえよう。一方で、その体制が収束した2年目に犯罪が増加したことを見ると、2年目以降の防犯体制をいかになだらかに持続的に作っていくかが課題となる。一方で応援出向警察等が自由な発想で地域安全活動に関与していったことは警察活動のあり方として示唆に富む。

## 7. 地域防犯活動について

民間による地域防犯協会などの活動の役割については万引き防止協議会で述べたところであるが、震災に対応してその動きは被災の程度等でさまざまであった。地域防犯活動は多様な組織やメンバーによって実施されているが、その中心となるのは各地の防犯協会である。実際の活動は警察署の生活安全課等との連携で行われ、その内容も多様である。



図15 出向警察官等のユニークな地域活動 (下写真岩手日報紙より)

震災を経緯にして、これらの活動がどのような変遷を辿ったのかを跡づけるのは容易ではないが、ここでは防犯協会等の関連資料および関係者の面

接から検討していく。

O 署管内の防犯協会は 3 市町の連合会のもと O 市、R 市と S 町の各連合会があり、その下に、O 市は SK 町、OF 町、SZ 町、AK 町、IK 町、TK 町、HK 町の防犯協会と、SR 町には YH、OK、RR、3 地区の防犯協会がある。R 市は YH、下 YH 地区、YT 町、TK 町、YZ 町、KS 町、TD 町、OT 町、HT 町の防犯協会があり、S 町は ST、KG、上 AS、下 AS の各地区防犯協会がある。前述したようにこれらの地域は被災程度に差異があり、もっとも被害の多かった R 市の各防犯協会が大きな影響を受けている。このことは震災後の 3 市町の連合会の対応差に見られた。図 16 は 3 年間の 3 市町の連合会総会に資料提出などの対応が可能であった地域の数である。もちろんこのことが単純に活動の実態を示すものではないが、震災を挟んだ活動の推移の一端は見る事ができる。

協会数が少ない S 町は前年度 (2010 年は 0) まで活発でなかったと思われるが、震災後活性化し、O 市は犯罪発生件数で見てきたように V 型となり、大きな被害を受けた R 市は、被災後の活動は弱体化し 2012 年では対応ができた協会はなかった。

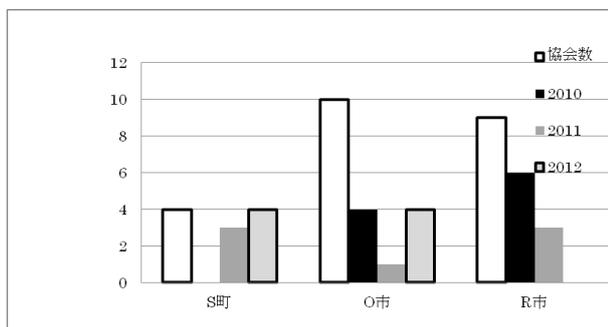


図 16 3 市町の各防犯協会の活動 (総会資料提出対応) の推移  
(年\*協会数 : S 町の 2010 年は 0、R 市の 2012 年は 0)

さらに詳細にその活動を確認しようと考えたが、市役所が被災した R 市関連の防犯協会の資料が不十分なため、被災程度に差異がある地域を含む O 市の資料を見ていく。記録されている防犯協会の

活動について、2010 年と 2011 年について比較すると、107 件と 106 件あり、被災後も同水準で維持されている。しかし、月別の変化を見ると、2010 年は 4 月と 10 月に活動のピークがあるように、通常の組織の動向と類似している。しかし震災年 2011

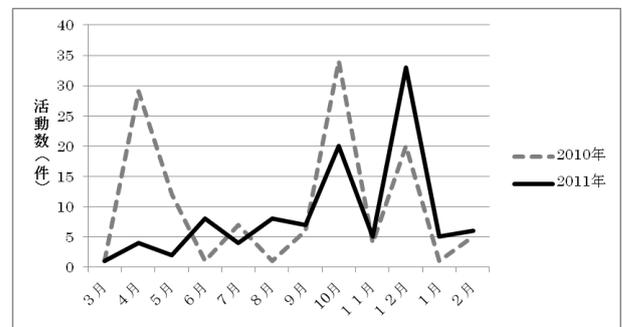


図 17 O 市防犯協会活動の推移 (月・活動件数)

年についてみると 3 月 4 月 5 月が全く活動できなかったことがわかる (図 17)。しかし、その年の終わりに近くなり活動はかなり活性化していく。さらに地域別に防犯協会の活動の推移をみると、破壊・浸水地域の活動は低下し、非浸水地域が、一般的に活動が増加する (図 18)。しかし、浸水した AK や SR は、後述する面接記録にみるように、仮設住宅が地域内できることになり、様々な防犯活動が行われ、活動は活発になる。仮設住宅は 2011 年早い時期から建設され、O 市 SR に 5、

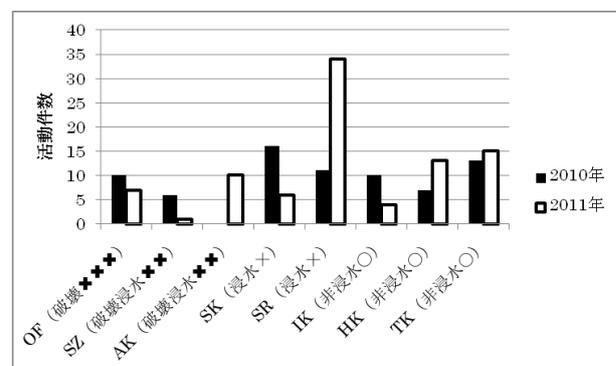


図 18 O 市地域防犯協会別活動の推移

AK に 7 箇所ある。その他 SK に 5、OF に 6、IK

に10、SZに5、TKに1箇所設置された。R市では、TDに10、YTに5、KSに9、HTに3、OTに6、TK6、YZに9、YHに6箇所設置された。内陸S町には3箇所設置された。これらは後述の面接記録にあるように、ほとんど自治会を設置（95箇所中14箇所は既存自治会に編入）し、自主防犯ボランティア組織を設置していった。

この動きはもちろん仮設住宅住民の自主的な活動であったがO署の関与も大きかった。2011年O署が中心となり、9月6日には「仮設住宅の防犯コミュニティ構築」、9月8日には「仮設住宅における自治会の結成と今後の防犯活動」の会議が関係団体と行われた。以後「自主防犯ボランティア」組織が各仮設住宅に設立されていった。記録されたO署の地域安全活動117件のうち42件がこの件に直接関わった活動であった。もちろんこの活動は2010年にはなかった活動である。

次に、各地防犯協会の動きの実際を関係者の面接で確認していった。3市町の被災状況の異なる地域防犯協会の関係者の代表的なものを示す。

**O市OF町（破壊×××）**：被災時は多くの住民が犠牲になったので、避難所で女性会員による炊き出しをするのが精一杯であった。震災前の会員が60名いたが、被災時に男性1名、女性1名死亡するなど、現在（2013年3月）では10名に減少している。町内の4地区は完全に被災し、地区内に家屋や人はほとんど存在せず、地区代表としての会員の推薦は行えない。中心的な場所であったOF駅前交番の流失により警察との連携がうまくとれず、情報が取れないなど活動はほとんど停滞し、会としてまとまりがなくなっている。

**O市AK町（破壊・浸水××）**：AK町はOF湾に接し、湾に近い場所は破壊され、浸水被害も大きい道路を挟み高台があり、住居等もあるので直接的被害は免れた住民も少なくない。会員は被災後、2、3日で道路が確保されたので、自転車ですべてのパトロールを始める。AK町内の仮設住宅にO市の最初の防犯協会安全部会が設置された。日曜

夕刻等防犯協会としてパトロールを行っている。さらに破壊された商店街や住宅街の街灯設置を計画している。会員は集落毎の持ち回り維持されており、今後も継続的補充される。（面接者から”自販機や金庫を地元の人が盗んでいった、遺体から金品を拾う人もいた”と指摘されたが、上述したように、認知された犯罪としては確認されていない。）

**O市TK町（非浸水、浸水地隣接）**：高台で主要国道が通り、大型SCも存在し、被災地の後背地となる地域である。被災直後から避難所、みなし避難所も50件くらいあり、パトロールを強化した。交通量も数倍となり、さらにまもなく飲食店やスーパーなども出店され、業者や利用者が急増した。交通安全活動も強化した。その後隣接するIKに仮設住宅が多く設置され、IKの協会と合同のパトロールも行っている。活動内容や回数は震災前よりも増加している。

**R市TK町（浸水×）**：震災直後はTK町中心部が浸水被災し、電気が復旧する3月末まで防犯協会としての活動はなにもできなかった。町内130灯あった防犯灯も30灯流された。青色回転灯車も1台流された。震災後会員は減り、署や市役所の会議もなく、それぞれ独自の活動をしなければと思った。仮設住宅からの会費納入はなく、会員数減少し活動を維持できないでいる。しかし、防犯灯をつけるため、震災復興支援を行う企業と連携して、設置に向けて行動している。自主的にパトロールを行っている。（R市YH町（浸水×）もほぼ同内容）

**R市KS町（浸水××）**：震災前はR市の連合会が中心になって開催する定期的な活動に参加していたし、子ども対象のスポーツ大会など独自の活動も行っていた。しかし町の半分が津波被災し、大きな水産加工会社などもなくなり、人口も減り、まったく活動を行っていないし、今後も活動見込みは立っていない。（R市OT町（浸水××）ほぼ同じ内容）

**R市YT町（○非浸水）**：R市の内陸最西でS町に隣接する地域であり、国道に接している。津波の被災はなかった。指定はされた施設ではなかったが、町内のコミュニティセンターが臨時避難所となり、大勢受け入れた。これ

に協会員13名全員が対応した。個人の家に避難した人も含め物資の配給等を協会が中心で被災後1か月は行った。5月からは仮設住宅が設置されたが、これはそれぞれ独自に自治会、防犯組織をつくり、防犯協会は中心には関与しなかったが、適宜協力した。YTの協会員は、従来から区長や消防団の人などが加わりコミュニティセンターの運営もやってきたので、組織上はこれからも継続していける。ただし復興による多くの外部作業者が入ってきており、今後の防犯体制は心配である。

**S町（内陸のため津波被災はない）**：震災直後は津波被災した隣接市に、防犯協会と消防団を中心に支援を行った。防犯協会としての活動組織は震災後も震災前と同様に継続できている。しかし、今後復興による交通量の増加、作業所、宿舍の設置などが行われており、こうした事態への対応が課題となる。

以上地域防犯活動の経過を述べてきたが、まとめておく。上述したように、震災前の万引き防止協議会への関わりを見るように、防犯地域活動は0署管内ではそれなりに活発であった。しかし、突然襲った津波災害はこれらの組織に重大な影響を与えた。しかし各地域の防犯組織のあり様は被災の程度により対応が異なった。

a) 大きく破壊された地域（×××や×××の一部）

従来の防犯活動の組織は人員も被災し、その地域での活動は休止した。住民不在、住宅の破壊で、活動対象も存在せず、当然人員不足や資金不足となった。多くの人が避難所、仮設住宅に移住しそこでの防犯活動が行われた。避難所・仮設住宅は従来の地域近隣以外の人と混在して生活した。当初の避難所で使われた施設ではその施設の既存の関係者等が安全活動の中心となった。その後仮設住宅に移行したが、その住宅のあらたなリーダーによって防犯活動が行われた。警察の防犯活動に関わり、安全には相当な配慮がされていた。それぞれ自治組織をつくり、自主防犯ボランティアも活動を始めた。これらの活動は総体的にリーダー間で活動の差異が大きいといえる。

b) 破壊や浸水があったが回復してきた地域  
（×××の周辺部や×××の一部）

被災状況によって、防犯活動の再開は異なった。直後の防犯活動は必ずしも十分ではなかった。警察の防犯活動等により、1年目は犯罪は抑止される中、序々に組織は立ち上がり、役割を果たし、活動は震災前以上に活発な地域も出てきた。

c) 重大な被害はないが、地域内に避難所や仮設や工事飯場等がでてきた地域（○の地域）

災害時には既存の防犯組織が大いに活躍し、初期の救助、援助や避難所では防犯活動に積極的に務めた。徐々に、支援が避難所から仮設住宅中心となり、既存の地域での防犯組織は、その役割をその仮設住宅の集団に委ねていった。1年後から現在に至り（2013年）多くの工事等業者が入り、飯場等設置され、あらたな犯罪が発生し始めた。既存の防犯組織がこれとどう対応するかは今後の課題である。

## 考察

以上、結果：I.過去の「災害と犯罪」の研究からの指摘、II.東日本大震災と犯罪発生：調査結果  
1.被災の概要、2.犯罪発生の総括的状況、3.震災で減少した万引き、4.0署管内の刑法犯の発生の状況、5.0署管内の交通事故発生と災害の関連、6.警察の対応、7.地域防犯活動、を検討してきたが、ここでは総括的に整理する。

◆犯罪発生についてみると、発災1年間の犯罪は全般的に減少した。しかし、発災直後1か月の減少は大きくなかった。1か月後以降は急減した。特に万引きが減少し、万引きが再発したのは7か月後であった。災害の混乱期に起きるとこれまで災害時に起きる想定されていた犯罪（暴動、略奪など）は認知されなかったが、金庫の窃盗、ガソリン窃盗などは”噂”では存在したが警察への通報はなかった。このことについては後述する。あきらかに混乱に乗じたと思われる窃盗（コンビニレジ、ATM）が少数見られた。器物損壊事案が増

加したが、これは半年後であり、” ストレス “型と思われる。1年後件数は震災前とほぼ同数となり、V字型となった。また復興に関連する犯罪（傷害事件、復興工事関係機材窃盗など）が増加した。一方交通事故は刑事事件とはことなりV字型ではなく、震災後増加し、2年時も増加した。

◆抑止防止活動について次のことが指摘される。  
○警察の対応：直後から外部警察官が多数入り2カ月後には応援体制が整備（O署人員の数倍）される。応援警察官は防犯、交通安全活動（避難所・仮設、道路要所等）に従事、成果が上がる。2012年度は県外警察官の応援が小規模であるが継続されるが、従来の人員体制に戻った。V字型との関係が想定される。復興時の犯罪防止対応が重要となる。

○地域防犯活動：防犯組織は犯罪抑止に由来から役割を果たしていたが、震災により、それぞれの被災状況により、救助に全面参加から、組織の消滅、再建など活動に差異があった。仮設住宅において、自主的防犯活動が行われ始めているが、これには団地差やリーダー層の差が大きい。

◆総括的に見ると、被災の程度と時間的経過の動的な関わりが確認される（図18）。まず地域の被害の重大性の差異により犯罪等の様相はことなる。①重大被害地（家屋破壊流失等）は犯罪抑制された。この場所では、金庫など特殊な重量物や車両が残置されていた時期に関連犯罪が想定されたが、破壊の甚大さや、多くの警察官、自衛隊などの参入により、基本的には抑止された。この状況は2年目も同様で犯罪は抑止されている。②浸水被害地（家屋浸水、復旧）は、混乱後住宅店舗などが復旧し、外部から多くの人員が地域に入ってきた時期から犯罪が増加していった。③周辺地域（非浸水）は浸水被害地と同様な側面があるとともに、特に2年目以降の復興期になり犯罪が増加している。この津波被害の地域差はその既存

の地域社会の破壊と再建の程度と連動する。警察とともに地域安全活動を担ってきた民間組織は、周辺地域ではその活動を活性化させるが、破壊地域では既存コミュニティー自身が各所の仮設住宅等に分住することによって、旧来の形での再生は困難となっている。地域社会の新たな再生には同時に地域安全活動のあたらしい取り組みが求められることとなる。

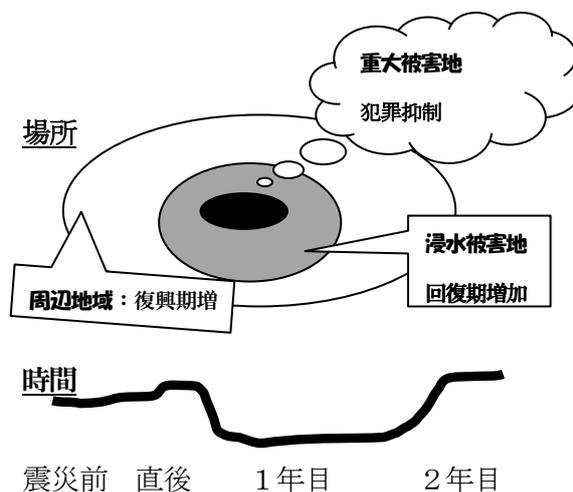


図18 場所と時間の模式図

### 展望

○今般の大規模災害では全体的に犯罪の発生は抑制された。甚大な被害を受け、関係者が犠牲になっても、被災者自身がその衝撃を” 犯罪行為 ” によって回復しようとは思わなかった。それは直ちに炊き出しが始まり、避難所が開設され、短時日のうちに外部から公的、民間の救援がなされたことが大きかった。関東大震災や海外の事例の事態とは違った現代日本の既存コミュニティの安定度を示すものである。援助に直ちに立ち上がった地域社会の人々の役割も大きいし、早期に対応した警察や行政の取り組みも効果があった。  
○2年目に犯罪が増加しいわゆるV型になったことの意味は無視できない。1年目の応援警察の存在は犯罪抑止に大きな効果を表したことは間違いないであろう。2年次の犯罪の増加は警察力の撤退にの

み起因するものではないが、犯罪は復興期に、災害初期や混乱期とは別の様相を示すことに改めて注目すべきである。放置しておく高度成長期の都市膨張時代に各都市の周辺部に発生した、犯罪多発地帯への移行が危惧される。このことはすでに交通事故の増加に表れている。犯罪に限らず、被災地への支援は、発災初期とは状況が異なることを理解し、警察、民間組織が共同であらたな対応をとることが求められる。

○初年度犯罪が抑制されたとはいえ、明らかに災害に便乗したと思われる罪種も発生している。しかも、震災そのものの混乱に便乗する犯罪は、発災後時間を置かず、また被災者が自らの財物等に注意を払えない時期に起きる。災害への対応は先ず人命救助に焦点を置かれることは当然であるが、発災直後においても、警察、民間組織等が防犯活動に意図的に取り組める仕組みを事前に用意していく必要がある。

○防犯協会等民間や地域社会の取り組みは、被災時において効果を発揮する。現代社会は、他人とはかかわらない“私事化社会”であり、インターネットを媒介した“情報社会”であると思われるが、それは社会システムが安定し効果的に機能しているときに意味を持つ。災害は自分が住んでいるか、偶然いたその場所で起きる。そうした時にもっとも効果を持つ人材はその場にいる人々である。災害は多くの人々の“援助”のここを呼び起こす。本調査でも防犯協会に限らず、懸命に被災者援助に多くのひとが取り組んできたことがあらためて確認された。災害時にむけて今後一層地域の人々、民間の人々の連携を作り上げていく必要がある。

○最後に犯罪研究の方法についてである。すでに述べたことであるが、犯罪発生の実態に迫ることは困難な作業である。今回も初期混乱時の“犯罪”に関しては“噂”のレベルを超えては確認できなかつた。

実際に被害が発生していても確認できなかったとしたならば、そこにいくつかの問題点がある。“緊急時の規範”といわれる、許容度の拡大は想定できるが、そうした許容範囲を超えた犯罪が発生し、それを確認できない場合あるとしたら、混乱期でも被害を防止し、また発生した被害を受理し対応できる初期防犯体制の整備が改めて必要となる。いずれにしろ犯罪研究の場合、資料の特殊性が常に問題となる。今回は地域での犯罪実態にできる限り迫る努力は行ってきたが、十分とはいえない。

最後に O 署はじめ関係者の協力に重ねて感謝する。

### 発表報告（これまでの報告等）

- ・細江達郎 小林由依 2013 災害と犯罪-Frailing, K. & Harper, D. W. “Crime and Disaster in Historical Perspective” の紹介を中心にー 岩手フィールドワークモグラフ 15. 23-36.
- ・細江達郎 2013 東日本大震災と犯罪=揺れ、津波、そして原発事故が犯罪にどのような影響を与えたか=岩手県沿岸地域での震災と犯罪発生 日本犯罪心理学会 51 回大会ミニシンポジウム 3 (犯罪心理学研究第 45 巻特別号: 印刷中)
- ・小林由依・鈴木護・長澤秀利・細江達郎・プリ オキ ディッキ・細越久美子・細江達郎 2013 震災と犯罪—岩手県沿岸部を中心として— 東北心理学会第 6 7 回発表 (東北心理学研究 63 号 印刷中)
- ・小林由依・鈴木護・長澤秀利・細江達郎 2013 震災と犯罪—岩手県沿岸部を中心として— (2) 日本応用心理学会第 30 回大会発表論文集 P56
- ・細江達郎・細越久美子 2013 巨大津波被災による地域防犯体制の崩壊と再生—岩手県大船渡警察署管内の平成 23 年 3 月 11 日後の経過の事例研究— 岩手県立大学社会福祉学部東日本大震災復興支援活動報告書 29-31

### 引用・参考文献

- 安倍淳吉 1978 犯罪の社会心理学 新曜社
- 安藤隆春・重久真毅・稲垣吉博・菅谷大岳・大野敬・高井良浩・

- 大塚祥央 (2011). 特集・災害警備 ～東日本大震災における災害警備活動を踏まえて～ 警察学論集 64 (12) 立花書房 pp.1-142.
- Cohen, L. E. & Felson, M. (1979). Social change and crime rate trends : A routine activities approach. *American Sociological Review*, **44**, 588-608. Haper,D.W.&Frailing,K.(ed) 2010 Crime and Criminal Justice in Disaster (Academic Press).
- Hirayama,M.2011 Two Great Earthquake and Crime:Hanshin-Awaji,1995 and Kanto in Tokyou,1923. 16<sup>th</sup> World Congress of the International Society for Criminology :The Book of Abstract.56.
- 岩手県警察本部 (2013). 交通統計 交通事故等の年次推移 平成23年 岩手統計年鑑 2013年3月4日 <<http://www.pref.iwate.jp/webb/view/outside/s14Tokei/top.html>> (2013年10月19日)
- 岩手県大船渡市 (2011). 地区別の被害状況について 2011年6月2日 <[http://www.cityofunato.iwate.jp/www/contents/13050744037301.files/2higaijoukyou\\_0602.pdf](http://www.cityofunato.iwate.jp/www/contents/13050744037301.files/2higaijoukyou_0602.pdf)> (2013年10月20日)
- 警察庁交通局 (2013). 平成24年中の交通事故の発生状況 2013年2月28日 <<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001108012>> (2013年10月24日)
- 警察庁 2012 東日本大震災と警察警視庁 1925 大正大震災災誌
- 熊谷渉・細江達郎 2009 犯罪の加害者となった高齢者に関する研究 『岩手フィールドワークモノグラフ』 11 26-39
- 国家公安委員会・警察庁編 2012 平成24年版警察白書 ぎょうせい
- 国土交通省国土地理院 (2011). 平成23年(2011年)東日本大震災2万5千分1浸水範囲概況図(岩手県版) 2011年12月9日 <<http://www.gsis.go.jp/kikaku/kikaku/40016.html>> (13年10月11日)
- 国土交通省 (2011). 東日本大震災からの津波被災市街地復興手法検討調査のとりまとめについて <<http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi-hukkou-arkaibu.html>> (2013年10月20日)
- 宮地忠彦 2012 震災と治安秩序構想 クレイン
- 小野清一郎 1924 震災後の犯罪現象 大正大震災誌 改造社
- Quaratelli,E.L.2006 The Disasters of The 21<sup>st</sup> Century :A Mixtures of New, Old, and Mixed Types. The written version of the shorter talk presented at Third Annual Magrann Research Conference on "The Future of Disasters in a Globalizing World"held at Rutgers University on April 22,2008 243-246
- 斎藤豊治編 2013 大震災と犯罪 法律文化社
- 斎藤豊治、西田英一、中井久夫、岡本英生、西村春夫、前野育三 足立昌勝、山上博信、土井政和、林春男、田中康代、松原英世、平山真理 2001 阪神大震災後の犯罪問題 甲南大学総合研究所叢書 63
- 総務省統計局 (2012). 平成22年国勢調査 小地域集計 2012年10月23日 32 1-26. <<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001036149&cycode=0>> (2013年10月20日)
- 谷謙二 (2012). 小地域別にみた東日本大震災被災地における死亡者および死亡率の分布 埼玉大学教育学部地理学研究報告, 山崎剛彦・細江達郎 2011 増加する高齢者万引きの実態とその対策—岩手県大船渡・盛岡地区における万引き対策のフィールドワーク—岩手フィールドワークモノグラフ 13. 1-12.
- 矢野伸裕 (2007). 交通事故の定義と交通事故統計の分析 日本応用心理学会 (編) 応用心理学事典 丸善出版 pp.530-531.
- 与那原恵 1996 被災地神戸「レイブ多発」伝説の作られ方. 諸君 96-8 224-235
- 与那原恵 1997 大新聞の犯罪増の予断が「震災地でレイブが多発」報道を生んだ. SAPIO 1997-8.6 24-25